

《会員案内用》

車積載車による事故車及び故障車の排除業務に係る 有償運送許可のための研修会開催について

道路運送法第78条第3号に基づく「事故等の排除業務に係る有償運送許可」に必要な研修を下記のとおり実施いたしますので、受講を希望される事業者は次頁申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。本研修を受講されました会員事業者につきましては、整備振興会にて許可申請を行います。（県外登録の車積載車は除く）

なお、有償運送許可の更新をする事業者も、研修を受講する必要がありますのでご注意ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、研修会が延期または中止となる場合がございますので、最新情報は当会ホームページをご確認ください。

記

1. 開催日程 令和3年11月15日（月） 水戸教育センター
2. 研修時間 受付 12:30～ 研修 13:00～18:00
3. 定員 75名（申し込み順で定員とします）※お断りする場合は電話連絡します。
4. 受付期間 令和3年11月5日（金）まで
※受講を受付した場合はFAXで連絡いたします。
5. 受講対象者
 - ・新たに有償運送許可を受けようとする事業者から適任者1名
 - ・令和3年度中に許可証の有効期間が満了となり、更新を希望される事業者から適任者1名（※）

※既に受講された方以外にも該当者がいる場合には、その方の受講が望ましい。
6. 費用 研修費 5,100円（税込）
テキスト代※ 500円（税込）
合計 5,600円（税込）
※平成26年度版（緑色）のテキストを持参される方は、テキスト代は不要です。
7. 申請 申請手続きは当日説明します。
研修会当日、申請受付を希望される方は下記の書類を提出してください。
支局への申請は、許可期間満了日の2カ月前からになります。
 - ①自家用自動車有償運送許可申請委任状（一括申請）※
法人の場合は社印「代表取締役印」、個人の場合は認印（シャチハタは不可）
 - ②有償運送許可証 様式1-2（一括申請用）※
 - ③任意保険等の証書（写）
賠償保険又は共済保険の対人賠償額が無制限
 - ④車積載車の自動車検査証（写）
所有者（使用者）及び住所は許可を取得する事業者と同じ
 - ⑤現在の有償運送許可証（写）
新規申請は不要

※申請委任状、許可証は振興会ホームページよりダウンロードできます。
8. その他 研修会当日はマスクをご着用ください。また、発熱や咳などの体調不良がある場合は参加をご遠慮ください。
9. お問い合わせ 振興会 水戸指導課 TEL 029-248-7000

有償運送許可取得のための研修会申込書

認証番号	5-	支部名	
事業者名			
受講者名		電話番号	
		FAX番号	
テキスト※	購入する（500円(税込)） ・ 持参する		
いずれかに○を付けてください 新規申請 ・ 更新申請 （許可期間満了日 年 月 日）			

※平成26年度版（緑色）のテキストを持参される方は、テキスト代は不要です。

振興会 水戸指導課 行 【FAX 029-247-4747】